

各ワーキング・グループで更に精査・検討を要する提案事項（案）

1. 平成 25 年 8 月 1 日から同年 10 月 11 日までに所管省庁から回答を得た提案事項、115 件について、規制改革会議ホットライン対策チームにおいて内容審査を行ったところ、各ワーキング・グループ（規制改革会議ホットライン対策チームを含む。）で更に精査・検討を要すると認めたものは次のとおり。

健康・医療ワーキング・グループ関係

	チーム（案）	該当ページ
1. 特別用途食品の許可申請手続きの合理化、迅速化	○	1
2. 特別用途食品の規格・許可表示の見直し	○	2
3. セルフケア領域に適する自己検査薬の OTC（一般用医薬品）化	◎	3

創業・IT 等ワーキング・グループ関係

	チーム（案）	該当ページ
1. 電柱等の運搬に関する制限外積載許可申請の一括化	○	4
2. 道路使用許可申請の電子申請の導入	○	5
3. 電気通信工事業の監理技術者等の資格要件の緩和	○	5
4. 複数の団地管理組合を含む建築基準法第 86 条の一団地認定区域の分割 手続きの緩和	○	6
5. 建設業法における監理技術者制度の資格要件の緩和	○	7
6. 土壌汚染対策法に係る自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し	○	8
7. 对中国輸出水産物の衛生証明書発行機関の拡大	◎	9
8. 教育課程の特例校制度に係る事務手続の簡素化	○	9
9. 簡易宿所（一般の民宿）の床面積基準の特例の対象拡大	○	10
10. 食肉加工製造に関する規制緩和について（食品衛生管理者の資格取得の円滑）	◎	11
11. 養殖魚の輸出促進のための衛生証明書発行機関（中国向け）の移行について	◎	11
12. 調理師養成施設を卒業する留学生の調理業務への従事に係る要望	◎	12
13. 有能な外国人技能実習生の更なる技能向上	◎	13

農業ワーキング・グループ関係

	チーム（案）	該当ページ
1. 中小企業信用保険制度の対象業種に農業分野を追加	◎	14

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

	チーム（案）	該当ページ
1. AEO 事後監査（貨物セキュリティ監査）の簡素化	◎	15
2. AEO 制度に基づいた「業務手順書」に係る管理体系の簡素化	◎	16
3. 日本に住所を有しない外国人が、外国企業の子会社又は支店を日本に設立する場合の規制の緩和	◎	17
4. 入国管理について	◎	18
5. 就労許可について	○	18
6. 外弁の認定と承認について	◎	19
7. 食用動物用の動物用医薬品の承認申請について	○	20

※「◎」：各ワーキング・グループの検討項目とそれに関連する提案事項

「○」：◎以外の提案事項のうち、まずは事務局が内容精査を進め、精査した結果について、各ワーキング・グループに報告することが適当と考えられる提案事項

2. 上記以外の提案事項について

上記以外の提案事項については、引き続き、ホットライン対策チームの精査・検討対象とし、必要に応じ各ワーキング・グループにおいて対応する。

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関係

番号：1

受付日：6月25日

所管省庁への検討要請日：7月11日

回答取りまとめ日：8月30日

提案事項	特別用途食品の許可申請手続きの合理化、迅速化
具体的内容	<p>現在我が国には、食品に関する保健機能表示のできる食品として特定保健用食品と栄養機能食品があるが、その他に我が国独自の有用な食品として、病者等のために特別の用途を表示できる（例えば腎臓病患者向けやえん下困難者用など）特別用途食品がある。本食品の審査は、特定保健用食品ほど複雑ではなく、消費者庁の規格基準を満たせば許可されるにもかかわらず、保健所に申請してから許可されるまで2年以上かかった事例もある。これは、申請者の準備不足によるものや、審査ルートの問題或いは規格内容が曖昧で解釈の相違による時間の浪費等によるものもあり、その結果有用な制度が有効に機能せず、制度の活性化を妨げている。従って、特別用途食品の審査工程の見直し、規格内容の明確化等により、審査の合理化と迅速化を図っていただきたい。</p>
提案主体	日本メディカルニュートリション協議会

所管省庁：消費者庁、厚生労働省

制度の現状	<p>特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示するものです。特別用途食品として食品を販売するには、その表示について国の許可を受ける必要があります。</p> <p>特別用途食品には、病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳及びえん下困難者用食品があります。表示の許可に当たっては、許可基準があるものについてはその適合性を審査し、許可基準のないものについては個別に評価を行っています。</p>
該当法令等	健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項から第6項(第29条第2項において準用する場合を含む。)健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令(平成21年内閣府令第57号)
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>特別用途食品の許可基準等については、内閣府令及び通知にて詳細に示しており、通知は、平成23年度に複数の通知を整理したところです。今後も適切に対応してまいりたいと考えています。</p> <p>なお、現在許可されている特別用途食品において、申請から許可日までの平均期間は、許可基準型で約半年、個別評価型で約1年となっています。</p> <p>申請から許可までに2年以上かかった製品は現在許可されている44品においてはなく、「解釈の相違による時間の浪費等により、有用な制度が有効に機能せず、制度の活性化を妨げている」というご指摘は当たらないと考えます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

健康・医療ワーキング・グループ関係	番号：2
-------------------	------

受付日：6月25日	所管省庁への検討要請日：7月11日	回答取りまとめ日：8月30日
-----------	-------------------	----------------

提案事項	特別用途食品の規格・許可表示の見直し
具体的内容	<p>医療・福祉関連施設で使用される食品（いわゆる治療食品）の市場は約 1,200 億円であり、品目数も 3,000 品目以上に上っているが、特別用途食品は 44 品目に過ぎない。いわゆる治療食品は、様々な場面で食事・栄養療法向けなどに使用されており、特別用途食品の主旨に沿っているものも多い。それにもかかわらず、許可食品が少ないのは、現行の規格基準に合わないものや許可表示が限定的すぎて適用にならないもの、さらには許可される食品群には当てはまらないものが多いためである。したがって、現在の特別用途食品の規格・許可表示或いは食品群を再度見直していただき、医療・介護従事者などの利用者にとってわかりやすい表示で提供できる特別用途食品の利用拡大を図っていただきたい。</p>
提案主体	日本メディカルニュートリション協議会

	所管省庁：消費者庁
制度の現状	<p>特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者などの発育、健康の保持・回復などに適するという特別の用途について表示するものです。特別用途食品として食品を販売するには、その表示について国の許可を受ける必要があります。</p> <p>特別用途食品には、病者用食品、妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳及びえん下困難者用食品があります。表示の許可に当たっては、許可基準があるものについてはその適合性を審査し、許可基準のないものについては個別に評価を行っています。</p>
該当法令等	健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 26 条第 1 項から第 6 項(第 29 条第 2 項において準用する場合を含む。)健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令 (平成 21 年内閣府令第 57 号)
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>個々の食品群の規格については、食事摂取基準の改定に合わせて見直す予定です。</p> <p>なお、特別用途食品の許可表示については事業者が個別に申請できるものであり、特定の文言に限定しているものではありません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：3

健康・医療ワーキング・グループ関係

受付日：8月5日	所管省庁への検討要請日：9月18日	回答取りまとめ日：10月11日
----------	-------------------	-----------------

提案事項	セルフケア領域に適する自己検査薬のOTC（一般用医薬品）化
具体的内容	<p><具体的内容></p> <p>セルフケア領域に適する自己検査薬として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活習慣病に関連する検査薬（11品目） 2. 健康状態を知るための検査薬（28品目） 3. 排卵日を予測するための検査薬（3品目） 4. 服用している薬剤の影響（副作用）を知るための検査薬（7品目） <p>49品目について、OTC（一般用医薬品）化に向けた検討をお願いします。</p> <p><提案理由></p> <p>急速な高齢化や生活習慣の変化によって生活習慣病等が急増している一方で、国民が自分の健康管理は自分自身で行うなど、健康意識は高まっている。行政においても、医療費削減の方策の一環として「セルフメディケーション」「在宅医療の促進」を打ち出している。このような状況の下、国民のニーズにこたえ、かつ医療費削減を実現するために、国民自らが使用できる自己検査薬をOTC（一般用医薬品）として提供することは必要と考える。</p> <p>自己検査薬のOTC（一般用医薬品）の範囲拡大・普及により、定期的な健康診断を受けていない国民にも検査機会が提供され、国民の健康維持、疾病予防及び早期治療に役立つであろうことが推察される。</p>
提案主体	日本OTC医薬品協会

	所管省庁：厚生労働省
制度の現状	体外診断用医薬品のうち、一般用検査薬として扱っている品目は、尿糖検査薬、尿蛋白検査薬及び妊娠検査薬の3品目となっています。
該当法令等	薬事法
措置の分類	その他
措置の概要	体外診断用医薬品のOTC（一般用検査薬）化については、診断結果から自らの健康状態を把握できることの意義や専門性のない方でも正しく理解して使用できるのか等の点も整理が必要です。したがって御要望に関して、一般用検査薬とすべき品目や販売時の情報提供のあり方等の考え方について、現在検討しているところで

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：1

受付日：6月10日

所管省庁への検討要請日：7月11日

回答取りまとめ日：8月30日

提案事項	電柱等の運搬に関する制限外積載許可申請の一括化
具体的内容	<p>電柱等の運搬時に必要となる長尺物運搬の許可申請に関して、個別の搬送先ごとに申請が必要な現状を改め、工事するエリアごと一括で運搬許可を受けることが可能となるよう改善を検討すべきである。</p> <p>【提案理由】 首都圏で電柱運搬（10m以下）を行うには狭隘な道路事情に併せ、2トントラックのセミロングボディ車で長尺物運搬を行っているが、警察より長尺物の許可を所得するには、運搬経路・運搬物の構造・等々の書類を求められる。毎日施工する電柱更改工事等に於いて運搬経路等を詳細に求められる警察もあり、許可を取るのが大変な状況である。</p>
提案主体	民間企業

所管省庁：警察庁

制度の現状	<p>車両の運転者は、当該車両について道路交通法施行令（以下「政令」といいます。）第22条に定める制限を超える積載をして車両を運転してはならないこととされています。</p> <p>ただし、貨物が分割できないものであるため政令第22条の制限を超えることとなる場合で、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて積載重量等を限って許可をしたときは、当該許可に係る積載重量等の範囲内で当該制限を超える積載をして車両を運転することができることとされています。</p>
該当法令等	道路交通法第57条、道路交通法施行令第22条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>制限外積載許可については、出発地警察署長が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により支障がないと認めて許可をするものであることから、目的地までの運行経路についての支障の有無等を個別に審査することが必要となります。なお、定型的に同一運転者により反復、継続される運搬行為については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車両が同一であること。 ○ 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。 ○ 運転経路が同一であること。 <p>のいずれの要件も満たすものに限り、包括して1個の運搬行為とみなして対応できることとしておりますので、詳しくは出発地を管轄する警察署にお問い合わせいただきたいと思います。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：2

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：6月10日	所管省庁への検討要請日：8月1日	回答取りまとめ日：8月30日
-----------	------------------	----------------

提案事項	道路使用許可申請の電子申請の導入
具体的内容	インターネットでの申請を可能とすることを検討すべきである。
提案主体	民間企業

所管省庁：警察庁

制度の現状	都道府県の警察機関に係る申請、届出のオンライン化については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則第5条において、都道府県公安委員会等（都道府県公安委員会、警視總監、都道府県警察本部長又は警察署長）に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、都道府県公安委員会が定めることとされています。
該当法令等	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則第5条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	現行制度上、都道府県公安委員会等（都道府県公安委員会、警視總監、都道府県警察本部長又は警察署長）に対して行われる申請等のうち、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものは、都道府県公安委員会が定めることとされており、道路使用許可の電子申請についても、各都道府県警察がその実情に応じて導入の可否を個別に判断しているものと承知しております。

番号：3

受付日：6月10日	所管省庁への検討要請日：7月11日	回答取りまとめ日：8月30日
-----------	-------------------	----------------

提案事項	電気通信工事業の監理技術者等の資格要件の緩和
具体的内容	電気通信工事業の監理技術者等になるための実務経験要件について、現在の「請負代金の額が4500万円以上である工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験」の金額引き下げを検討すべきである。 【提案理由】 電気通信工事業の監理技術者等になるための実務経験要件は、請負代金の額が4500万円以上である工事に関し2年以上の指導監督的な実務経験とされている。しかし、請負代金の小規模化により規定の実務経験を満たすことが難しくなっている。なお、小規模工事であっても指導監督的な実務経験を積むことに特段の影響はないと考える。
提案主体	民間企業

所管省庁：国土交通省

制度の現状	電気通信工事業の監理技術者に実務経験でなるには、主任技術者の要件を満たしてから、元請として4,500万円以上の工事に関して2年以上の指導監督的な実務経験が必要です。
該当法令等	建設業法第十五条第二号ロ、建設業法施行令第五条の三
措置の分類	必要に応じ検討
措置の概要	建設産業戦略会議において、業種ごとの実態にあった監理技術者への新たなキャリアパスのあり方を検討することが必要であるとされていることも踏まえ、実態把握に努めて参りますが、昨今、建設工事の品質の確保が大きな課題となっていることから慎重な対応が求められるべきものと考えています。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：4

受付日：6月24日

所管省庁への検討要請日：7月11日

回答取りまとめ日：8月30日

提案事項	複数の団地管理組合を含む建築基準法第86条の一団地認定区域の分割手続きの緩和
具体的内容	<p>建物の老朽化に伴い団地の建替えを検討中の真砂一丁目団地（千葉市美浜区、S51年竣工、26棟1,040戸）は、隣接する2団地（UR分譲団地550戸およびUR賃貸団地1,776戸）と一体的に建築基準法第86条の一団地認定がなされており、建築基準法上の敷地として扱われている。86条は敷地内に複数の建築物を建築する場合に、本来建築物ごとに必要とされる接道義務などを緩和し、計画通知手続きを1度で済ませるために、当団地の建築当時、建築主であった住宅公団が認定を受けたもの。現在は、道路も整備され、分譲と賃貸の3団地に分割されそれぞれ独立した住宅団地として運営されており、3団地を一団地とする86条規制をかけておく合理的理由は全くない。86条の一団地内では、建築確認を要しない小規模な増築等を行う場合でも86条の2に定める再認定手続きが必要となり、その際一団地内すべての権利者名簿の提出、周知措置の実施と結果報告が必要とされている。さらに、UR賃貸団地に既存不適格建物があり、上記手続きの際には建築審査会の同意も必要とされ、費用や労力の面で管理組合に大きな負担がかかっている。今後、当団地の建替え手続きが進み、建替計画の建築確認段階には86条の2の再認定手続きのため、一団地内の他団地を含めた権利者名簿の提出、周知措置などとともに、他団地の既存不適格に起因する建築審査会の同意手続きも必要になる。このようなことから、当団地管理組合としては、現在の他団地を含む一団地認定の区域を分割し、他団地とは別の一団地認定区域として当団地の範囲内で建替え等の手続きがスムーズに進められるように切に希望する。一団地認定区域の分割・縮減には86条の5により区域内関係者の全員同意が必要となるが、1,600戸近い関係者全員からの合意取得は現実的には不可能。当一団地では3団地の接道に問題はなく、団地間で容積の移転等も行っており、3団地をそれぞればらばらに86条区域として分割したとしても建築基準法上の新たな問題は生ぜず、関係権利者にとってもこれに反対する合理的理由は無いと考える。一団地認定地区の分割手続きに関する現行法の改正、あるいは、手続きの規制緩和を求める。</p>
提案主体	真砂一丁目管理組合・同再生推進委員会

所管省庁：国土交通省

制度の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一団地の総合的設計制度は、認定区域内の複数の建築物を同一の敷地内にあるものとみなして一部の規制を適用させるものであり、区域内の土地について所有権、借地権を有する者の同意、特定行政庁の認定が必要になります。 ・ 認定区域を分割する場合、所有権、借地権を有する者の合意により、認定を取り消した後、新たな区域で一団地の総合的設計制度による認定が必要になります。 ・ 建築基準法第86条の2第1項において、認定区域内において、建築物を建築しようとする者は、当該建築物の位置及び構造が当該認定区域内の他の建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければなりません。 <p>また建築基準法第86条の2第1項の認定を受けるに際して、建築基準法施行規則第10条の16第2項第2号に基づき、認定区域内にある土地について所有権等を有する者に対して、当該申請に係る建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面を特定行政庁に提出することとしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第56条の2において、建築物によって生じる日影を敷地境界線から一定の範囲内において、一定の基準の下に規制しています。
該当法令等	建築基準法第86条の2第1項、建築基準法施行規則第10条の16第2項第2号
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>一団地の総合的設計制度は、認定区域内の複数の建築物を同一の敷地内にあるものとみなして容積率等の規制を適用させるものであり、認定区域内の建築物が相互に関係することとなります。</p> <p>当該認定区域を分割する場合、これまで同一敷地内にあるものとみなして規制を適用させていた区域が変更されることとなり、規制の適用方法が変化することとなるため、将来の建替え時における余剰の床面積の活用等関係権利者の権利を保護する観点から、関係権利者の全員同意を要件としているところです。</p> <p>また、86条の2に基づく再認定手続きは、新たな建築行為が他の土地所有者等が知らないうちに行われることになって、他の土地所有者等の将来の建築行為が規制され、権利が侵害されることを未然に防止しようとする趣旨に基づくものであり、認定区域内の関係権利者に対して建築物の計画に関する説明のために講じた措置を記載した書面のほか、特定行政庁が規則で定めるものの提出が必要となります。</p> <p>なお、一団地内に建築基準法56条の2の日影による高さ規制の既存不適格建物が存在する場合、特定行政庁が許可基準について、予め建築審査会の包括的な了承を得た上で事前明示を行う等により審査が必要以上に長期化しないよう許可手続きの円滑化、迅速化を図ることが可能であることから、特定行政庁である千葉市とよくご相談ください。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：5

受付日：7月25日

所管省庁への検討要請日：8月22日

回答取りまとめ日：9月4日

提案事項	建設業法における監理技術者制度の資格要件の緩和
具体的内容	<p>建設業における機械器具設置業の監理技術者の資格は大学の建築・土木工学に関する学科、機械工学に関する学科、電気工学に関する学科等を卒業の場合は3年以上の経験年数と2年以上の指導監督的経験年数で取得できるが、化学工学に関する学科を卒業した者は大学卒業に関係なく10年以上の実務経験を経なければ資格取得要件になっていない。</p> <p>プラントエンジニアリング業においては化学工学科の出身者が多く、また、業務上必要な知識の習得において機械工学科と化学工学科で大きな差異はないと考えるが、化学工学に関する学科の卒業生でも3年の実務経験で監理技術者の取得要件を満たすことになっていただきたい。あるいは学科によるのではなく大学での履修科目を資格要件にさせていただきたい。</p>
提案主体	日清エンジニアリング株式会社
制度の現状	<p>所管省庁：国土交通省</p> <p>機械器具設置工事業の監理技術者の要件のうち、実務経験の場合は以下の通りです。 (大学の指定学科を卒業した者) →3年以上の実務経験及び元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的実務経験を有する者 (大学の指定学科以外を卒業した者) →10年以上の実務経験及び元請として4,500万円以上の工事に関し2年以上の指導監督的実務経験を有する者</p> <p>※指定学科→建築学、機械工学又は電気工学に関する学科 指定学科以外→上記以外の学科(化学工学に関する学科を含む)</p>
該当法令等	建設業法第七条第二号、建設業法第十五条第二号、建設業法第二十六条、建設業法施行規則第一条
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>機械器具設置工事業の指定学科については、工作物の建設等に必要な技術の基礎的素養を習得できることとしているところであり、施工の品質、安全の確保といった観点からご要望にお答えすることはできません。</p> <p>なお、機械器具設置工事業については、実務経験以外にも技術士(機械部門)を取得することにより監理技術者になることができます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：6

受付日：7月19日

所管省庁への検討要請日：8月22日

回答取りまとめ日：9月4日

提案事項	<p>土壌汚染対策法に係る自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し</p>
具体的内容	<p>【現状・課題】 改正土壌汚染対策法の施行については、健康被害の防止の観点から、自然的原因による汚染土壌を区別する理由がないとの趣旨であることは理解できるが、今回の規制対象の追加は、調査・浄化処理に係るコストの増大や手続に要する時間など関係企業に新たな負担を強いるものである。 土壌汚染対策法の改正に係るこのような問題は、環境省においては土壌汚染対策法施行規則を改正する環境省令の施行により自然的原因による汚染土壌に係る土地の取扱いについて人為的原因によるもの区別する特例を創設し、緩和措置を講じたが、埋土地域に立地する企業にとって十分な負担軽減措置となっていない状況である。 こうした中、平成23年7月に「規制・制度改革に係る追加方針」として「自然的原因による汚染土壌と区別して負担軽減措置を講じること」また、「負担軽減措置の内容について効果検証を行うとともに、継続的な見直しを図ること」が閣議決定されたところであるが、その後、平成24年9月に環境省から事務連絡「要措置区域等内における汚染土壌の移動等について」が発出されたにとどまり、埋土地域に立地する企業にとって全く負担軽減措置となっていない。</p> <p>【具体的提案・要望内容】 企業に新たな負担を生じさせ、設備投資等に対する悪影響や競争力の低下を招き、早急に対応がなされないこと企業の海外流出も懸念されることから、閣議決定を踏まえ、コンビナート内など人の健康被害に影響のない地域においては、事業者等の意見を聞きながら、一層の負担軽減措置を早急に図ること。</p>
提案主体	千葉県

	所管省庁：環境省
制度の現状	<p>埋土地域の緩和措置として、平成23年7月に土壌汚染対策法施行規則の一部を改正し、形質変更時要届出区域（健康被害が生ずるおそれに関する基準に該当しない）のうち公有水面埋立法に基づき埋め立てられた埋土地域であって、一定の条件を満たすものについては、埋土地特例区域や埋土地管理区域と設定し、通常の形質変更時要届出区域と区別して取り扱うこととしました。</p>
該当法令等	土壌汚染対策法施行規則53条第2号、土壌汚染対策法施行規則第58条第4項、環境省告示第54号
措置の分類	その他
措置の概要	<p>埋土地特例区域において土地の形質の変更を行う場合や埋土地管理区域において一定の施行方法に従い土地の形質の変更を行う場合には、もともと所与の汚染が広がっている土地であって、土壌汚染対策法に基づく第二溶出量基準を超えるような高濃度の土壌汚染は想定されないことから、汚染土壌が帯水層に接することで新たな環境リスクを生じさせるおそれがないと考えられます。そのため、埋土地特例区域や埋土地管理区域に該当する土地にあっては、当該区域である旨が台帳記載事項とされ、当該区域内における土地の形質の変更の施行方法の基準を別に設ける等の負担軽減の措置を行っています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：7

受付日：7月26日	所管省庁への検討要請日：8月22日	回答取りまとめ日：9月4日
-----------	-------------------	---------------

提案事項	対中国輸出水産物の衛生証明書発行機関の拡大
具体的内容	<p>現行の国内4検査機関に加えて、希望する都道府県については、保健所での衛生証明書の発行を可能とする。 【支障事例】 厚生労働省が平成21年11月、中国向け衛生証明書の発行を国内4つの検査機関に移行したことにより、検査機関から遠い輸出業者が、輸出当日に「証明書の原本」を入手できないため、中国向けの鮮魚輸出が停滞している。</p>
提案主体	愛媛県

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	中国向け輸出水産食品の衛生証明書については、中国との二国間協議に基づき、4登録検査機関において発行を行っています。
該当法令等	「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」(平成21年11月10日付け食安発1110第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知)
措置の分類	対応
措置の概要	今後、地方自治体等の行政機関において衛生証明書の発行体制を構築する予定としております。

番号：8

受付日：7月26日	所管省庁への検討要請日：8月22日	回答取りまとめ日：9月4日
-----------	-------------------	---------------

提案事項	教育課程の特例校制度に係る事務手続の簡素化
具体的内容	<p>最低限の履修科目数を定めた上での届出制とするなど、教育課程の特例校制度に係る事務手続を簡素化する。 【支障事例】 学校又は地域の特色を生かし学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成・実施できる「教育課程特例校制度」の指定を受けるには、計画書等を添えて国へ申請する必要があり、書類審査等に時間を要することから、この制度を積極的に活用することが難しくなっている。</p>
提案主体	愛媛県

所管省庁：文部科学省

制度の現状	教育課程特例校の指定を希望する学校は、都道府県の教育委員会等を経由して、文部科学省に教育課程特例校指定申請書等を提出することとなっています。その上で、提出された申請書等を文部科学省において審査し、学校教育法施行規則第55条の2等に基づく要件を満たしていると認めるときは、当該学校を教育課程特例校に指定します。
該当法令等	学校教育法施行規則
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>教育課程特例校においては、学校又は地域の特色を生かした特別の教育課程を編成し実施することが可能ですが、教育の機会均等や全国的な教育水準の確保等の観点から、必要な事項を確認するため、申請書等をご提出いただいているものであり、ご理解をいただきたい。 文部科学省としては、引き続き、迅速な審査に努めてまいります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：9

受付日：7月26日

所管省庁への検討要請日：8月22日

回答取りまとめ日：10月1日

提案事項	簡易宿所（一般の民宿）の床面積基準の特例の対象拡大
具体的内容	現在農林漁業者に限り認められている、民宿を営業する際の床面積基準等の特例について、対象を拡大する。 【支障事例】 宿泊に田舎体験を取り入れるニーズは高まっているが、非農林漁業者による田舎体験民宿は開設できない。 また、四国八十八箇所の札所周辺での小規模な民宿（へんろ宿）の開設についても認められない。
提案主体	愛媛県

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	旅館業法施行令第1条第3項第1号は、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準として、客室の延床面積が33平方メートル以上であることを規定しています。 ただし、農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設については、現に農林漁業者として自らとその家族が暮らす生活の場で宿泊者と生活をともにするため、衛生面や安全性の面で一定の質が確保されると見込まれること、さらに自宅を改修することは生活への支障が大きいということなどに鑑み、旅館業法施行令第1条第3項第1号の基準は適用しないものとされています。
該当法令等	旅館業法施行令第1条第3項第1号及び第2条、旅館業法施行規則第5条第1項第4号及び第2項
措置の分類	対応不可能
措置の概要	旅館業法施行令第1条第3項第1号の客室の延床面積の基準は、簡易宿所営業の施設に最低基準として求めているものです。 ご提案の「非農林漁業者による田舎体験民宿」や「四国八十八箇所の札所周辺での小規模な民宿（へんろ宿）」については、他の旅館施設と営業形態が異なるものではないことから、衛生や安全の確保のため、簡易宿所営業に適用される客室の延床面積の基準を遵守して営業していただきたいと考えます。

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：10

受付日：8月12日	所管省庁への検討要請日：9月18日	回答取りまとめ日：10月11日
-----------	-------------------	-----------------

提案事項	食肉加工製造に関する規制緩和について（食品衛生管理者の資格取得の円滑）
具体的内容	<p>私どもは、食肉販売業者（食肉卸・加工・小売）の、若手経営者が会員の団体。全国の町の一角で、食肉専門小売店として、地域や商店街活性化のため頑張っている。個性ある商品を開発し、販売してゆくことが、専門店が量販店等との競争に生き抜く方策であり、特色のある地域の創造・活性化や食文化の発展に繋がる。しかし、現状では、食肉製品の製造又は加工を行う営業者は、食品衛生法の定めにより「食品衛生管理者」の設置が義務づけられ、これが大きな障壁となっている。食品衛生管理者の資格を取得したくとも、中小企業の加工業者や食肉専門店では、なかなか難しいのが現状。ついては、食品衛生管理者資格認定講習会について、講習会の受講機会の増加や、内容の簡素化等により、受講者の負担の軽減が図られるよう要望する。</p> <p>6次産業化を進める上で、農業法人等が食品衛生管理者の有資格者を必要とするケースが増えているが、当該資格取得のために参加が必要な資格認定講習会が現在は年に1回程度、都市部で開催されるのみであるため、講習会の開催頻度及び開催地の増加を求める。</p>
提案主体	社団法人日本食肉協会、公益社団法人日本農業法人協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>食品衛生法上、製造・加工の過程において特に衛生上の考慮を必要とする食品・添加物で食品衛生法施行令で定めるものの製造・加工を行う営業者は、その製造・加工を衛生的に管理させるため、その施設ごとに専任の食品衛生管理者を置かなければならないとされています。</p> <p>食品衛生管理者の資格要件としては、食品衛生法上、医師や獣医師等のほか、「食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者」が規定されています。</p>
該当法令等	食品衛生法第48条
措置の分類	検討に着手
措置の概要	食品衛生管理者の講習会受講者の負担を軽減できるよう、これまで講習会を実施している団体と調整を行い、一般共通科目については、全国3カ所程度での実施、専門科目については、複数回実施できるよう検討し、調整でき次第速やかに実施してまいります。

番号：11

受付日：8月12日	所管省庁への検討要請日：9月18日	回答取りまとめ日：10月11日
-----------	-------------------	-----------------

提案事項	養殖魚の輸出促進のための衛生証明書発行機関（中国向け）の移行について
具体的内容	<p>養殖魚を中国に輸出する際に、最近までは輸出の都度、検査機関による官能検査が義務づけられているとともに、衛生証明書発行機関が4機関しかないなど輸出を行う上での障害となっていた。一方、衛生証明書を発行する機関が4機関しかないことについては、本年6月末に「衛生証明書発行機関が保健所などに移行する」と報道され、養殖業界として大きな期待を持っていたが、その後進捗が見られない。業界として中国への輸出促進は養殖魚の生産計画にも影響する課題。</p> <p>① 今後の方針・スケジュールを明確にしていきたい。 ② 1日も早く衛生証明書発行機関を都道府県等に移行していただきたい。</p>
提案主体	社団法人 全国海水養魚協会

所管省庁：厚生労働省

制度の現状	<p>中国向け輸出水産食品の衛生証明書については、中国との二国間協議に基づき、4登録検査機関において発行を行っています。</p> <p>（平成22年より現行の4登録検査機関に追加して地方自治体を追加するよう、中国政府に対し継続的に要請を行っていたところです。</p>
該当法令等	「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」（平成21年11月10日付け食安発1110第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）
措置の分類	対応
措置の概要	平成26年1月1日より、地方自治体を含む行政機関において衛生証明書の発行を開始する予定です。

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：12

創業・IT等ワーキング・グループ関係

受付日：8月6日

所管省庁への検討要請日：9月18日

回答取りまとめ日：10月11日

提案事項	調理師養成施設を卒業する留学生の調理業務への従事に係る要望
具体的内容	<p>調理師養成施設は、留学生に門戸を開き、専門知識や技術、素養、日本の調理技術の海外輸出のノウハウを持たせるなど、多様な教育を提供している。</p> <p>調理師養成施設で職業教育を受けた留学生が、母国に帰り、自ら起業するためには一定期間の現場経験が必要であり、日本国内で調理業務に従事し、現場で経験を積みながら技術の研鑽に励むこともまた重要であり、日本の調理業界等の現場での経験を切望する留学生が増えている。さらに、調理師養成施設を卒業し、調理師免許を取得した留学生は、調理や海外の食文化等にも精通する専門知識や素養を兼ね備えており、日本ブランド戦略アクションプランにおける日本の食材、日本料理の海外への普及、情報発信に最適な人材（財）となる。しかしながら、現行の出入国管理及び難民認定法では調理業務の従事については、就労の在留資格取得が困難な状況。</p> <p>このため、調理師養成施設を卒業し、調理師免許を取得した留学生が本邦の公私の機関との契約に基づいて報酬を受けて調理業務に従事することが可能となるよう、出入国管理及び難民認定法の規定による在留資格において調理業務の位置づけを明確にすることを要望する。要望に当たり、法務省及び農林水産省に対しても同旨の要請を行っていることを申し添える。</p>
提案主体	公益社団法人 全国調理師養成施設協会

所管省庁：法務省、厚生労働省

制度の現状	現行法上、我が国において日本料理の調理業務に従事することを予定している外国人に付与される在留資格は存在しません。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2、第20条、別表第一
措置の分類	検討を予定
措置の概要	<p>【法務省】</p> <p>海外への日本料理の普及を目的とするのであれば、留学生が調理師養成施設卒業後、一定期間日本料理の調理業務に従事した後に、海外への日本料理の普及に資する活動に従事するような仕組みがあることが前提となると考えられ、その仕組みを創設するには、今後、関係省庁と対応を検討する必要があります。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>外国人労働者の受入れ範囲の拡大については、我が国の労働市場への影響等に関する問題として、国民的コンセンサスを踏まえつつ、我が国のあるべき将来像と合わせ、幅広く検討・議論していく必要があります。</p> <p>海外への日本料理の普及を目的とするのであれば、留学生が調理師養成施設卒業後、一定期間日本料理の調理業務に従事した後に、海外への日本料理の普及に資する活動に従事するような仕組みがあることが前提となると考えられ、その仕組みを創設するには、今後、関係省庁と対応を検討する必要があります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

創業・IT等ワーキング・グループ関係

番号：13

受付日：8月13日

所管省庁への検討要請日：9月18日

回答取りまとめ日：10月11日

提案事項	有能な外国人技能実習生の更なる技能向上
具体的内容	外国人技能実習生に関して、3年間の実習期間が終了し、JITCO認定評価専門級(上位級)等を取得するなど一定以上の技能を身につけた技能実習生が、更により高度な技能を幅広く修得できる技能実習の延長(2年間)を可能とするよう制度の見直しを求める。 技能実習の延長に当たっては、実習終了時の修得技能等の評価手法について、幅広い技能を適正に評価できるような透明性向上を求める。
提案主体	公益社団法人日本農業法人協会

所管省庁：法務省、厚生労働省

制度の現状	在留資格「技能実習」における技能実習期間は、技能実習1号及び技能実習2号の期間を合わせて最長3年となっています。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項、第20条の2第2項 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第二 出入国管理及び難民認定法第20条の2第2項の基準を定める省令第1条第17号、第2条第28号
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>【法務省】 技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されましたが、受入機関の一部には、本来の目的を理解せず、実質的に低賃金労働者として扱う等の問題が生じていました。こうした問題に対応するため、平成22年7月に新しい技能実習制度が施行され、技能実習生の法的保護や監理団体による指導・監督体制の強化等が図られました。 しかしながら、労働関係法令違反等の技能実習に係る不正行為が一定数発生していること等から、まずはこのような現状を改善することが必要であり、このような現状において、技能実習生の在留期間を延長するといった要望に対応することは困難です。</p> <p>【厚生労働省】 技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されましたが、受入機関の一部には、本来の目的を理解せず、実質的に低賃金労働者として扱う等の問題が生じていました。こうした問題に対応するため、平成22年7月に新しい技能実習制度が施行され、技能実習生の法的保護や監理団体による運営の透明化等が図られました。 しかしながら、労働関係法令違反等の技能実習に係る不正行為が一定数発生していること等から、まずはこのような現状を改善することが必要です。また、一般的にトータルの滞在期間が長期化することによる定住化のおそれがあり、技能移転の趣旨に反しかねず、また長期に渡って家族の呼び寄せを制限することは人権上の問題が生じるおそれがあります。以上のような現状において、技能実習生の在留期間を延長するといった要望に対応することは困難です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

農業ワーキング・グループ関係

番号：1

受付日：7月26日

所管省庁への検討要請日：8月22日

回答取りまとめ日：9月4日

提案事項	中小企業信用保険制度の対象業種に農業分野を追加
具体的内容	<p>建設業など、農業以外の中小企業者が農業分野に進出する際に、円滑な資金調達を可能とするため、中小企業信用保証制度の対象業種に農業分野を追加する。</p> <p>【支障事例】 「中小企業信用保険制度」は農業分野が対象となっておらず、中小企業者は利用できず、農業分野への新規参入の妨げとなっている。</p>
提案主体	愛媛県
所管省庁：農林水産省、経済産業省	
制度の現状	<p>金融機関から資金の貸付けを受ける中小企業者の債務を保証する仕組みとして、経済産業省が所管する中小企業信用保険制度があります。本制度では、「農業」「林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）」「漁業」「金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）」が保険の対象外業種となっています。</p> <p>また、金融機関から資金の貸付けを受ける農業者等の債務を保証する仕組みとして、農林水産省が所管する農業信用保証保険制度等があります。本制度では、農業者等が行う農業及びその関連事業（加工・流通・販売等）等に必要な資金について債務保証の対象となっています。なお、農業等以外の業種の中小企業者が農業分野に進出する場合も、農業信用保証保険制度の利用が可能です。</p>
該当法令等	中小企業信用保険法第2条第1項第1号、中小企業信用保険法施行令第1条、農業信用保証保険法第2条、中小漁業融資保証法第2条、独立行政法人農林漁業信用基金法第13条
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>農林漁業融資は、自然条件による制約等があり、独自の審査等のノウハウを有する必要があることから、中小企業信用保険制度とは別の農業信用保証保険制度等が設けられており、農業信用基金協会等の活用強化を通じて、農業者はもとより他業種から農林漁業に参入する中小企業者を含め、農林漁業に取り組む方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるようにすることが重要です。現在、銀行や信用金庫などの間でも、新たに農業信用基金協会（以下「基金協会」と）契約を結んで保証を利用する動きが急速に広がっており（契約先数 70 (H20) → 174 (H24)、保証残高 70 億円 (H20) → 360 億円 (H24))、必要な保証サービスの提供が着実に進んでいるものと認識しています。</p> <p>このような中、経済産業省と農林水産省では、中小企業信用保険制度と農業信用保証保険制度を利用する事業者や融資機関の利便性向上を図るため、信用保証協会（以下「保証協会」と）と基金協会に対して、両協会間での連携強化を平成 24 年 7 月に文書で周知徹底し、同一地域の保証協会と基金協会が相互に連絡を取り合う体制（ワンストップサービス）を整備するなど、円滑な保証引受けに向けてこれまで適切に対応しております</p> <p>さらに、両制度を利用する事業者にとって、より分かりやすく使いやすい制度となるように、両省が協力の上、両制度の対象業種を明確にした事例集を作成しており、両省のホームページに掲載して周知を行うなど、使い勝手の向上に取り組んでおります。なお、今後、両協会間での連携不足等の課題を把握した場合には、両省から両協会に対して、再度、徹底通知を発出するなど、農林漁業に参入する他業種の中小企業者を含め、農林漁業に取り組む方々が資金の貸付けを受ける際に必要な保証を受けられるよう適切に対応して参ります。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

番号：1

受付日：6月24日

所管省庁への検討要請日：7月11日

回答取りまとめ日：8月30日

提案事項	AEO 事後監査（貨物セキュリティ監査）の簡素化
具体的内容	<p>AEO 制度の利便性向上の一環として、税関監査（貨物セキュリティ管理）の簡素化を要望する。</p> <p>【具体的な内容】 AEO 認定事業者は、コンプライアンス・プログラムに則り、貨物セキュリティ管理の社内監査を実施しており、この結果を税関へ定期報告することにより、税関事後監査（貨物セキュリティー監査）を簡素化して欲しい。尚、社内監査の内容については、項目のみを提示頂き、各 AEO 事業者の実態にあった社内監査が出来る様、自主性を持たせて頂きたい。</p> <p>【提案理由】 現在、AEO 認定事業者に課せられた貨物セキュリティ管理要件は大変厳しく、AEO 事業者や業務委託会社に大きな負担となっているため、AEO 事後監査の負担軽減を要望する。 AEO 事業者は、社内の実態に合った保安全管理及び貨物管理を実施している。新規の AEO 貨物取扱場所については、税関との合同確認を実施するが、既確認場所については、社内監査結果の税関報告をもって確認することとするなど、税関による AEO 事後監査（貨物セキュリティー監査）を簡素化して欲しい。</p>
提案主体	一般社団法人 日本自動車工業会

所管省庁：財務省

制度の現状	<p>事後監査は、税関が AEO 事業者に対して、AEO の承認を受けた一定期間以内に、法令遵守とセキュリティ確保の体制が整備されていることを確認することによって、AEO 事業者の適正な貨物管理、税関手続の履行を確保するものです。</p> <p>税関は、AEO 事業者が自ら行う内部監査の結果を聴取しており、AEO 事業者の施設を訪問して事後監査を実施する際には、その聴取結果を踏まえた監査を実施しております。</p> <p>また、税関が行う監査の内容は、AEO 事業者の実態を踏まえたものとなっているほか、税関が示す社内監査の項目は、AEO 事業者の参考とするためのモデルであり、AEO 事業者の自主性を重視しております。</p>
該当法令等	関税法第 67 条の 6、第 67 条の 7、第 67 条の 11
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>これまでも税関においては、事業者の負担軽減を考慮し、AEO 事業者の施設を訪問して事後監査を実施する際には、AEO 事業者が自ら行う内部監査の聴取結果を踏まえた監査を実施しており、既に本提案における簡素化には、対応済みです。</p> <p>今後も関税局・税関においては、AEO 事業者に対する更なる利便性向上について検討していきます。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

番号：2

受付日：6月24日

所管省庁への検討要請日：7月11日

回答取りまとめ日：8月30日

提案事項	AEO 制度に基づいた「業務手順書」に係る管理体系の簡素化
具体的内容	<p>【具体的内容】 荷主・保税・通関事業者が、AEO 事業者として認定を受ける為に税関に提出している「業務手順書」に関し、AEO 事業者間の業務委託部分については、荷主の業務手順書に「〇〇社（AEO 事業者）の業務手順に則る」等といった表現での申請を可能とし、また、委託先の業務手順に変更があった場合も委託先企業による税関への届出をもって管理を行い、税関による重複管理の廃止を要望する。</p> <p>【提案理由】 現状、AEO 特定輸出者が、AEO 特定保税承認者及び（或いは）AEO 認定通関業者の承認を受けた海貨事業者に保管・船積を委託する場合、AEO 事業者はそれぞれ「業務手順書」を作成し、税関に提出している。また、AEO 特定輸出者の業務手順書にも、委託を受けた AEO 保税・通関業者の業務手順が記載されている。 委託先である AEO 特定保税承認者や AEO 認定通関業者の業務手順書に変更があった際、これらの事業者は修正した業務手順書を税関に提出するだけでなく、委託元の AEO 特定輸出者にも提出し、AEO 特定輸出者は委託先の業務変更部分を自社の業務手順書に反映した上で、税関に提出している。 業務手順書の共通する部分を、荷主・保税・通関業者が、それぞれの手順書に記載し、税関に届け出ることには重複管理に繋がり、メンテナンスや監査に必要以上の負荷が掛かっていることから、管理体系の見直しを要望する。</p>
提案主体	一般社団法人 日本自動車工業会

所管省庁：財務省

制度の現状	<p>特定輸出者の承認審査に際しては、「関連会社等の指導等に関する事項」の一つとして「税関手続及び貨物管理の履行に関する事項の遵守が関連会社等において確保されている体制が整備されている」ことを審査項目としており、特定輸出者からは関連会社の業務手順を盛り込んだ形で届け出てもらっています。ただし、関連会社が認定通関業者、特定保税運送者又は特定保税承認者であることを確認し、選定している場合には、関連会社等の指導等に関する事項の審査を要しないこととしています。</p>
該当法令等	関税法第 67 条の 6、関税局長通達「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成 19 年 財関第 418 号）
措置の分類	現行制度下で対応可能
措置の概要	<p>特定輸出者の承認に際しては、税関手続を関連会社等に委託する場合においても適正な税関手続等が履行されることが審査項目になっていますが、当該関連会社が AEO 事業者である場合には、審査を要しないと規定しており、本提案は現行制度での対応が可能です。 各税関担当部門には、本提案を踏まえ、より適正に対応するよう周知徹底を行います。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

番号：3

受付日：6月18日	所管省庁への検討要請日：7月11日	回答取りまとめ日：8月30日
-----------	-------------------	----------------

提案事項	日本に住所を有しない外国人が、外国企業の子会社又は支店を日本に設立する場合の規制の緩和
具体的内容	<p>外国企業が日本に子会社又は支店を設立し、当該子会社又は支店の代表者として本国から外国人を派遣するケースにおいて、会社設立及び就労ビザの取得に関する問題点が外国企業から度々指摘されている。</p> <p>具体的には、日本で子会社の設立を行うにあたり、日本における代表者のうち、少なくとも1名は日本に住所を有している者であることが必要だが（昭和59年9月26日民四第4974号民事局第四課長回答）、日本における代表者になる予定の外国人が就労ビザ（投資経営ビザ等）を取得する（これによって日本の住所を得る）ためには、原則、日本の子会社の登記事項証明書が必要となる。すなわち、子会社を設立するためには就労ビザが必要で、就労ビザを得るためには就労先である子会社の登記事項証明書が必要なため、本国から派遣する外国人だけで日本における子会社の代表者を構成しようとする場合は、当該子会社を設立することができない（支店設立の場合も会社法817条第1項に基づき同様の制度）。日本における代表予定者である外国人が在日外国公館にてサイン証明を取得することで対応することも可能と聞いているが、(1)サイン証明は住所を証明するためのものではないこと、(2)ホテルなど賃貸契約書がない住所についてはサイン証明に当該住所を記載しない在日外国公館が存在することから、解決策とならない。</p> <p>このため、日本に住所を有しない外国人のみを代表者とする会社登記を可能とすることや、就労ビザの申請者のうち新たに会社を設立する場合は登記事項証明書を事後提出とすること、新会社設立用のビザを新設する等の措置をお願いしたい。</p>
提案主体	日本進出または日本進出を検討している複数の外国企業等

	所管省庁：法務省
制度の現状	<p>日本において会社を設立して登記する場合には、代表者のうち少なくとも1名は日本に住所を有することが必要とされています。</p> <p>また、我が国において在留資格「投資・経営」又は「企業内転勤」の活動を行うことを目的として在留資格認定証明書交付申請を行う場合には、同申請に係る疎明資料として当該企業の登記事項証明書を求めています。</p>
該当法令等	昭和59年9月26日付け法務省民四第4974号民事局第四課長回答，出入国管理及び難民認定法第7条の2，出入国管理及び難民認定法施行規則第6条の2，別表第三
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>日本において設立された会社（内国会社）については、日本国内に住所を有しない者であっても代表者に就任することは可能ですが、代表者の住所地は民事訴訟法上普通裁判籍の一つとされているところであり、また、会社法による会社の解散命令、取締役の会社に対する損害賠償責任、第三者に対する損害賠償責任、法令違反に係る刑罰・過料の制裁等の規定の実効性を確保し、日本国内の取引相手や消費者等の利益を保護するためには、少なくとも代表者の一人は日本国内に住所を有することが必要です。昭和59年9月26日付け法務省民四第4974号民事局第四課長回答は、これらの要請を受けて、「内国株式会社の代表者のうち少なくとも1名は日本に住所を有しなければ、当該設立の登記の申請は受理できない」としたものであり、当該登記事務の取扱いを撤廃することについては、極めて慎重な検討が必要です。</p> <p>また、在留資格「投資・経営」又は「企業内転勤」の付与に当たっては、我が国において安定的・継続的に「投資・経営」又は「企業内転勤」の在留資格に該当する活動を行うことが求められることから、本邦の企業の事業内容等を確認するため登記事項証明書の提出を求めているところ、企業が未設立、すなわち登記事項証明書が存在しない段階での在留資格「投資・経営」又は「企業内転勤」の付与は想定していません。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

番号：4

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

受付日：6月3日	所管省庁への検討要請日：7月11日	回答取りまとめ日：8月30日
----------	-------------------	----------------

提案事項	入国管理について
具体的内容	<p>日本への熟練労働者の入国を促進するため、入管政策をさらに改めることを望む。</p> <p>多くのビザの категорияは、学位がない場合、「業界」での10年以上の実務経験を義務付けている。こうした政策は、往々5年未満で十分な経験を積みうる熟練労働者が、日本を避け、それほど要件が厳しくない他の先進国や途上国を目指す要因となる。</p>
提案主体	民間団体

所管省庁：法務省、厚生労働省、経済産業省他

制度の現状	「人文知識・国際業務」、「技能」等の在留資格については、上陸許可基準に適合するための要件として、一定年数以上の実務経験が上陸のための条件として法務省令で定められています。
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号、第3項、別表第一の二 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令
措置の分類	その他
措置の概要	<p>我が国における専門的・技術的分野での活動を予定している外国人について、その専門性・技術性を担保するために一定年数以上の実務経験要件を上陸のための条件としており、その条件を変更するには、我が国の産業及び国民生活に与える影響等を勘案した上で、関係行政機関と協議を行う必要があります。</p> <p>なお、現在、法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会において、第4次出入国管理基本計画で今後検討することとした課題等について、幅広い視点から有識者の意見を聴取しているところであり、今後、専門的・技術的分野における外国人の受入れのあり方についても議論される予定です。</p>

番号：5

受付日：6月3日	所管省庁への検討要請日：7月11日	回答取りまとめ日：8月30日
----------	-------------------	----------------

提案事項	就労許可について
具体的内容	<p>多国籍企業が日本勤務ポストに最良の人材を誘致できるよう、配偶者ビザ保有者に就労許可を自動的に交付することを提案する。</p>
提案主体	民間団体

所管省庁：法務省

制度の現状	<p>左記の「配偶者ビザ」は在留資格「家族滞在」のことと思料しますが、「家族滞在」で認められる在留活動は、別表第一の一の表、二の表又は三の表の上欄の在留資格（「外交」、「公用」、「技能実習」及び「短期滞在」を除く。）をもって在留する者又は「留学」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動であり、就労活動は認められていません。就労活動を行うためには、別途資格外活動許可を受ける必要があります。</p>
該当法令等	出入国管理及び難民認定法第19条第1項、第2項、別表第一 出入国管理及び難民認定法施行規則第19条
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>在留資格「家族滞在」は、就労を目的とする在留資格ではないため、「自動的な」就労許可を行うことはできません。</p> <p>なお、在留資格「家族滞在」を有する者に対する資格外活動許可に当たっては、1週28時間以内の就労を包括的に許可するなどの手続の簡素化を行ってきています。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

番号：6

受付日：6月3日	所管省庁への検討要請日：7月11日	回答取りまとめ日：8月30日
----------	-------------------	----------------

提案事項	外弁の認定と承認について
具体的内容	<p>日本で外弁として登録されるためには、外国人弁護士の本国法についての3年間の専門実務経験が必要とされ、うち2年は、日本以外の国で実務経験を積むことを求めている。この規則は、日本人弁護士に適用される規則とは際立った対照をなしている。日本人弁護士は、弁護士として認定される前に弁護士資格取得後の経験を問われることはない。この慣行は差別的であるばかりでなく、資格を取得した法域ですでに弁護士として認められているのであるから、ほとんど意味をなさない。そうした規則を設けるのであれば、本国法に基づく実務経験をどの程度積んできたのかといった点を重視すべきであり、場所にこだわる必要はないはずである。また、外弁登録手続に要するコストも、外国の法律事務所や個人に依然過重な負担を強いている。合理化された申請書は概してプロセスを短縮してきたが、法務省と、日弁連・地方弁護士会の各委員会双方から承認を取得する要件は、必然的に遅れを生じさせている。</p> <p>提案：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弁護士資格取得後の一定の経験年数を義務付けている規則を廃止すべきである。即時的な第一歩として、より徹底的な見直しを完了する一方、本国法に関する実務経験を、どこでそれを積んだかにかかわらず、認めるよう、法律を改正すべきである。 ○ 外弁登録の申請手続をできる限り迅速化と、弁護士個々ではなく事務所単位での登録といった見直しを行うべき。
提案主体	民間団体

所管省庁：法務省

制度の現状	<p>① 外国法事務弁護士となるためには、外国弁護士となる資格を有し、かつ、その資格を取得した後三年以上資格取得国等において外国弁護士として職務を行った経験を有することが必要です。 外国弁護士となる資格を有する者がその資格を取得した後に日本国内において弁護士、弁護士法人又は外国法事務弁護士に雇用され、かつ、当該弁護士、当該弁護士法人又は当該外国法事務弁護士に対し資格取得国の法に関する知識に基づいて行った労務の提供は、通算して一年を限度として資格取得国において外国弁護士として行った職務の経験とみなします。</p> <p>② 外国弁護士となる資格を有する者は、法務大臣の承認を受けた場合に限り、外国法事務弁護士となる資格を有します。 外国法事務弁護士となる資格を有する者が、外国法事務弁護士となるには、日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に、氏名、生年月日、国籍、原資格国の国名等日本弁護士連合会の会則で定める事項の登録を受ける必要があります。</p>
該当法令等	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第7条、第10条、第24条
措置の分類	対応不可能
措置の概要	<p>① 我が国の外国法事務弁護士制度は、外国の弁護士資格を有する者に対し、国内での試験を経ることなく、原資格国法に関する法律事務の取扱いを許容するものであるため、当該法律事務を取り扱うに足りる十分な能力・資質を有し、かつ、適切な監督の下で外国の弁護士としての倫理にも欠けることがなかったことを確認する必要があり、利用者保護のためには職務経験要件が必要不可欠です。また、日本における経験は、あくまで弁護士等に対する労務提供にすぎず、資格取得国等における法律事務の取扱いの経験と同視することはできないため、外国における経験であることが必要です。</p> <p>② 法務省では、承認申請手続の合理化等を目的として「承認・指定申請の手引」を2010年7月に改訂・公表するなど、手続の合理化に取り組んだ結果、近時の承認手続は円滑に進んでいると認識しており、今後も改善すべき点があれば対応したいと考えています。他方で、外国法事務弁護士の資格は個人に付与されるものであり、事務所単位で法律事務を行うことを認める制度ではありませんから、事務所単位での登録とすることは困難です。</p>

提案事項に対する所管省庁の回答

貿易・投資等ワーキング・グループ関係

番号：7

受付日：6月3日

所管省庁への検討要請日：7月11日

回答取りまとめ日：8月30日

提案事項	食用動物用の動物用医薬品の承認申請について
具体的内容	<p>EUですでに承認された製品（特に動物用生物学的製剤）でも、厳しい検査と試験を受けてからでないとは日本では承認されない。明白な科学的根拠のない付加的な動物試験要件は、動物福祉面の重大な懸念を伴っている。申請者はまだ、製品の安全性と有効性にほとんど関連のない質問に回答する必要がある。農水省が12ヵ月という標準事務処理期間を定めているにもかかわらず、3つの異なる規制当局（農水省、食品安全委員会、厚生労働省）が関与しているため、食用動物用の動物用医薬品の承認申請はきわめて長い時間がかかる可能性があり、手続はきわめて予測不能である。</p> <p>提案：農水省、厚生労働省、食品安全委員会による食用動物製品の審査は、食用動物用の動物用医薬品の全体的審査時間を短縮するため、平行して実施されるべきである。</p>
提案主体	民間団体
	所管省庁：内閣府、厚生労働省、農林水産省
制度の現状	<p>EUの動物用医薬品の承認審査制度と同様に、海外で承認されている製剤であっても、国内法に基づいて承認審査を行っており、日本で動物用医薬品を製造販売する場合には、薬事法の規定に基づき申請書に臨床試験の試験成績その他の資料を添付して申請し、承認を受ける必要があります。</p> <p>また、家畜用の動物用医薬品の承認に当たっては、(1)農林水産省における家畜に対する有効性及び安全性等の薬事法に基づく審査のほか、(2)食品としての畜産物の安全性確保の観点から、①食品安全基本法に基づく食品安全委員会による食品健康影響評価、②薬事法に基づく厚生労働省への意見聴取が規定されています。</p>
該当法令等	薬事法第14条、第83条、食品安全基本法第24条、食品衛生法第11条
措置の分類	検討
措置の概要	<p>農林水産省における家畜用の動物用医薬品の承認や、厚生労働省における当該成分の残留基準の設定を行う際には、食品安全委員会において食品健康影響評価を受ける必要があることから、これら全てを並行して進めることは困難ですが、審査を効率的に進める観点から、可能な限り各府省における手続を並行して行う方向で、これまでも検討を進めて来ており、引き続き、3府省の連携を密にして具体的な手続に関する検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、日本は、日本、米国、EUの政府及び製薬団体代表を正規メンバーとする「動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力会議」(VICH)へ積極的に参加・関与しており、これまでに約50のVICHガイドラインを作成してきました。</p> <p>日本は、VICHガイドラインを国内の承認審査手続に積極的に活用しており、ガイドラインに基づいて実施した試験であれば日本での申請で試験結果をそのまま使用することを可能とするなど、承認審査手続の効率化に積極的に取り組んでおります。なお、承認審査に当たっては、申請された製剤の科学的な評価に必要な事項についてのみ質問しております。</p>